

議第6号議案

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出

脳脊髄液漏出症患者の救済を求め、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和8年6月5日提出

福祉委員会

委員長 齊藤 伸 一

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。また、自賠責保険における高次脳機能障害の後遺障害については自賠責保険審査会に専門医を中心とする専門部会を設置し認定を行う仕組みが構築されているが、脳脊髄液漏出症については、このような認定の仕組みはない。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう支援体制の充実が求められる。

よって、国におかれては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が損害保険会社等に自賠責保険の後遺障害等級認定に関する資料について開示を求めた場合、労災保険と同様に開示される制度とすること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛て

横浜市会議長

渡邊忠則